

# 長谷川財団 奨学生募集

## 2024 年度募集要項

公益財団法人長谷川財団は、経済的援助を必要とする優れた学生に対する奨学金の支給を行うことにより、社会の健全な発展に寄与することを目的として活動しております。

公益財団法人 長谷川財団

# 長谷川財団

## 2024年度奨学生募集要項

1. 応募資格  
日本国内の大学及び大学院において就学する者で、学業意欲旺盛、品行方正、健康でありながら、経済的理由等により就学困難な学生及び生徒を対象として奨学生の募集を行います。
2. 奨学生採用新規予定数  
大学及び大学院生合計 19 名程度とします。 ※対象:学部2年生以上
3. 奨学金給付対象起算日及び奨学金給付額  
2024年4月1日を起算日として、月額2万円(年額24万円)の奨学金を給付致します。
4. 各校推薦人数 **学校推薦枠:1名**  
各大学若しくは大学院にて、文系1名、理系1名、文理不問1名の最大3名までを上限と致します。

当財団は指定校制ではありません。

5. 応募方法 **※願書様式を希望する人は、メールの件名に「長谷川財団」と入れて経済支援係まで依頼すること。**  
下記の書類を学校経由にて提出して下さい。  
(1) 奨学生願書(手書き必須、本人写真添付のもの、訂正不可)  
(2) 推薦状(在学大学又は大学院の学長若しくは学部長の推薦状) ※学内選考後に依頼します。  
(3) 成績証明書(大学発行のものに限る)  
(4) **令和5年度(令和4年分)課税証明書又は非課税証明書(★参照)**  
願書及び自己PRのみ手書きにてご提出下さい。タイプでご提出された場合には、書類不備とみなしますので、ご留意下さい。  
なお、推薦状はタイプ可と致します。  
お送り頂いた書類は、本奨学金選考以外の目的には一切使用致しません。  
応募書類等の返却は一切致しません。  
身元保証人の代筆は不可。代筆とみなされた場合には、書類不備と致します。
6. 応募期間  
2024年5月6日(月)から6月7日(金)まで(財団事務局必着)  
**学内応募締切:2024年5月22日(水)17:00**  
**応募書類提出先:学生支援・社会連携課経済支援係**

★課税証明書について  
父及び母(ひとり親世帯の場合はどちらかのみで可)の令和5年度(令和4年分)課税証明書(又は非課税証明書)を提出してください。既に授業料免除申請等で上記証明書の原本を提出済の場合、コピーの提出でも可。その場合コピーの余白に「原本は〇〇〇〇申請時に提出済」と記載すること。

#### 7. 選考方法

応募された書類について、7月上旬に書類選考を実施します。  
なお、面接が必要な場合には、7月中旬に面接選考を実施します。  
(面接選考のための交通費は、当財団で負担します。)

#### 8. 採用決定

奨学生採用は、選考委員会による書類選考を経て決定します。  
なお、必要に応じて面接による選考を行い決定します。

#### 9. 採用通知

採用決定通知書は7月下旬に各校宛に送付します。

#### 10. 採用決定後の手続き

採用決定通知書を受領した奨学生は、採用決定通知書とともに交付される次の書類を当財団宛郵送により提出して下さい。

##### (1) 誓約書

##### (2) 振込先届出書

お送り頂いた書類は、本奨学金給付以外の目的には一切使用致しません。  
提出書類等の返却は一切致しません。

#### 11. 奨学金支給

上記9の書類が当財団に到着した後、2024年8月下旬に、4月分から6月分までの奨学金6万円を振込支給します。7月以降につきましては、3ヶ月分を併せて翌月末までに振込支給致します。

#### 12. 奨学生の義務

奨学生は、次に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 健康に留意し、学業に励むとともに、当財団の奨学規程を守り、奨学生としての責務を果たすこと。
- (2) 毎年度末までに学業成績表及び終了報告書を当財団宛に提出すること。
- (3) 当財団主催の行事が開催される場合には、可能な限り出席すること。
- (4) 住所、氏名の変更等、当財団に提出した書類の内容に変更が生じた場合は、直ちにその旨を当財団宛に届け出ること。
- (5) 海外への交換留学等を希望する場合には、必ず事前に財団事務局へ届け出ること。なお、留学中の単位の取扱い及び在籍校の学年等の取扱いにより奨学生の資格が喪失することがあります。

#### 13. 給付期間

給付期間は、在学する学校の正規の課程修了日までの期間とします。  
ただし、留年、退学等の事実又は法律を犯す行為だけでなく、倫理・道徳観念上学生として不適切な行為があった場合には、給付を停止することがあります。

14. 奨学金の返済義務

奨学金については、返済の義務はありませんが、次に該当する場合は、その旨を当財団宛に届け出て下さい。

- (1) 休学、転学又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 上記に類することが生じたとき

この場合、奨学金を返済して頂くことがありますので、ご留意下さい。

15. 他奨学制度との併願

本奨学制度と他の奨学制度との併願は可能です。

16. その他

奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

採用の可否に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、予めご了承下さい。

事務局（連絡先）

〒 115-0044

東京都北区赤羽南二丁目5番1号

公益財団法人 長谷川財団

事務局 中村・服部

TEL : 03-6903-8071

E-mail : hasegawa-zaidan@sankei-gk.co.jp

**【応募・問い合わせ】**

京都工芸繊維大学

学生支援・社会連携課経済支援係

075-724-7143(平日8:30-17:00)

shogaku@jim.kit.ac.jp